

酒田市社会福祉法人地域協議会 会議要録

開催日時	令和7年7月3日(水) 13:25~14:30
場所	酒田市役所3階 第三委員会室
出席者	<p>○出席委員 白畑 真由美委員、池田 恒弥委員、小野 英男委員、渡部 雅美委員、松田 俊一委員</p> <p>○欠席委員 佐藤 やす子委員</p> <p>○酒田市 酒田市健康福祉部長 阿部 利香</p> <p>○事務局 酒田市健康福祉部地域福祉課長 阿部 美穂 酒田市健康福祉部地域福祉課長補佐 関口 誠 酒田市健康福祉部地域福祉課福祉総合相談課係主査兼係長 富樫 公洋 酒田市健康福祉部地域福祉課福祉総合相談係主査 鈴木 恭子 酒田市健康福祉部地域福祉課福祉総合相談係主任 工藤 久美子 酒田市健康福祉部地域福祉課主事 佐藤 洋人</p>
<p>1 開会(事務局)</p> <p>2 あいさつ (阿部 利香健康福祉部長が酒田市長のあいさつを代読)</p> <p>皆様こんにちは。今年度から健康福祉部長を務めております阿部と申します。どうぞよろしくお願いたします。酒田市長が公務で入れませんでしたので、市長のあいさつを代読させていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。本来であれば、市長の私が出席をして、直接ごあいさつを申し上げるべきところではございますが、やむを得ない事情によりまして、欠席させていただくこととなりましたこと、深くお詫び申し上げます。</p> <p>さて、本市では、社会福祉法人からの要請に基づき、当該法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見聴取を行うため、酒田市社会福祉法人地域協議会を設置しておりますが、これまでのところ、社会福祉法人からの要請が寄せられていない状況でございます。</p> <p>一方で、社会福祉法人地域協議会は、地域公共事業の実施状況の確認や助言、地域の関係者による、それぞれの取組・課題の共有、地域の関係者の連携のあり方などに関する討議を定期的に行うことを通じて、地域のネットワークづくりのツールとしても活用していくことが望ましいとされております。</p> <p>こうした状況を踏まえまして、本市におきましては、令和5年度より、酒田市社会福祉法人地域協議会を年次開催しております。令和7年度においても、引き続き、地域福祉の推進体制の強化に努めているところでです。</p> <p>今年度も、地域公共事業に取り組む社会福祉法人がございませんけれども、本日は、事務局より、本市健康福祉部の概要、及び今年度予定しております成年後見制度について、ご説明をさせていただきたいと考えております。</p>	

また、質疑応答や意見交換の時間も設けておりますので、活発なご発言をお願いいたします。会を通じて、皆様から忌憚のないご意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員等の紹介（委員については事務局が紹介）

4 会長及び副会長の選出

○会 長 … 阿部委員

○副会長 … 白畑委員

5 議事

議長

それでは、協議に入ります。（１）酒田市健康福祉部の概要について、（２）成年後見制度につきまして、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

（１）酒田市健康福祉部の概要について（資料１により事務局が説明）

（２）成年後見制度について（資料１により事務局が説明）

議長

それでは、議事の３番目、質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

（３）質疑応答、意見交換

委員

これまでは、家族が成年後見制度を使おうと思って家庭裁判所に相談に行っても、制度が複雑だったり説明が難しかったりして、結局は『自分たちでなんとかするしかない』という持ちになってしまうケースがあったと思います。そうした中で、これからは最初の相談の段階から中核機関が関わって、制度を利用するかどうかや手続きの進め方について家族と一緒に考えて、必要に応じて申立てまで支援してもらえる、という理解でよろしいでしょうか。

事務局

まず、成年後見制度の手続きについてですが、これまでは主に家庭裁判所に問い合わせただくようにご案内していたところがあります。実際に酒田市の窓口に来られた方には、手続きの概要を説明することはありましたが、最終的には裁判所をご案内する形になることが多かったと思います。

今回、中核機関が整備されたことで、すべてを中核機関だけで完結できるわけではないにしても、これまでより丁寧に、手続きの流れや必要な準備について説明できる体制が整ってきているのではないかと考えています。

委員

正直なところ、今回こういう話題が出るとは予想していなかったんですが、『地域の福祉課題』として取り上げられているので、私からも発言させていただきたいと思います。

本資料に書かれている内容については、私としては課題というよりも、成年後見制度の制度概要が中心だと受け止めています。この内容だけを見ると、特に大きな課題がないようにも受け取れますし、委託すればすべてスムーズに進むような印象を与えてしまうかもしれません。

でも実際には、委員からもご質問があったように、制度を運用していくには関係機関との調整や役割分担の整理など、まだ調整が必要なことがたくさん残っています。

来週には、今回の業務を委託している地域福祉課の課長と、介護保険法に基づいて周知や相談を担っている包括支援センターを所管する高齢者支援課との間で、意見交換を行う予定です。

成年後見制度は、民法だけじゃなく、障害者総合支援法や介護保険法など、いろいろな法律で活用が求められていますので、『どこが最初の相談窓口になるのか』という点を、市民の皆さんの目線で整理する必要があります。

課長からもお話があったとおり、すべてを後見センター（中核機関）に集約するのではなく、これまでの相談機関と役割分担をしっかりと整理して、市民の皆さんにわかりやすく周知していくことが、今後の大きな課題だと認識しています。

この点については、まだ詰め切れていないところもありますが、10月の中核機関開設までにしっかりと整理して、解決していきたいと考えています。

議長

高齢者の方にとっては、今の時点でもすでにいくつかの相談窓口があります。たとえば、高齢者支援課の窓口もありますし、包括支援センターもあります。それに、去年からは地域福祉課に総合相談窓口も立ち上げています。

そういった既存の窓口と、今回新しく整備される中核機関との連携の仕方については、まだ整理が必要な部分がありまして、これからの課題だと認識しています。

その点も含めて、これから関係機関の間で調整や検討を進めていく必要があると考えています。

事務局

先ほどからお話に出っていますが、成年後見制度は、制度を使えばすべてがうまくいくというものではない、という点はしっかり押さえておく必要があると思っています。

それと、私からもお話ししましたが、市長申立ての件数が少しずつ増えてきている一方で、その後の『受任者の確保』がとても難しいという現状があります。専門職の方でも、事務研修を受けても対応が難しい場合もありますし、どんな方が後見人として適切かを見極めて、地域の中で調整をしていくこと自体が、今後大きな課題になると感じています。

それに加えて、成年後見制度を『使わざるをえない』状況の方が増えているという実感もあります。たとえば地域福祉課では、身寄りのない方のご遺体の引き受けを行っていますが、火葬まで至るケースが増えていて、身寄りのない方が増えているという現実が背景にあると考えています。

一方で、親族がいるからといって、必ずしも後見制度を使わなければならないというわけでもありません。ケースによっては、親族の支援だけで十分に対応できる場合もありますので、制度を使うかどうかは丁寧に見極めていく必要があります。

そういった意味でも、これからは中核機関が関係機関としっかりと調整しながら、制度を的確に活用して、本当に必要な方に適切に後見制度を導入していけることを期待しています。

委員

課長がおっしゃったように、受任者の調整は、私たちが委託業務として担っている役割の一つです。ただ、受任者の調整といっても、そもそも引き受けてくださる方がいなければ、調整そのものが成り立たないというのが現実です。

社会福祉協議会としても、法人後見という形で、すでに一定数の後見業務を引き受けている状況にあります。

委員

医療の立場からになりますが、この成年後見制度は万能というわけではなくて、医療の場合、緊急時には医療法に基づいて対応はできますが、通常の治療方針を決めるときに、本人の同意が取れない場合には、誰が同意するのかが大きな問題になります。特に、身寄りのない高齢者が本当に多くなってしまっていて、救急搬送されたときにも、誰が身元引受人になるのかという問題があります。成年後見制度があっても、こうした場合には、病院としては市役所などの福祉の担当の方に相談させていただく形になります。経済的に厳しい方については、生活保護に進む場合もありますが、やはり成年後見支援センターが設置されることで、病院側とも福祉側とも連携がとれて、どういう形が一番いいのかを一緒に考えられる体制を作っていただくと、とても助かります。今も、当院の医療福祉相談室から市の高齢者支援係などに、かなり連絡をさせていただいているところですし、本来なら身元引受人がいなくて入院していただくのは難しいのですが、命に関わる場合はやむを得ず入院して、そのあとで身元引受人を探していただくこともあります。結局見つからないこともあります。そうした中で、理由ははっきりわからないのですが、介護支援専門員さんが身元引受人になって、結果的に亡くなられてしまったケースもありました。この場合、支払いができないんです。やはり制度としては法律で決まっていますが、そのはざまの部分に対応しきれていないところが大きいと思っています。ですので、役所も含めてうまく連携して、なんとか対応できる体制を作っていただきたいですし、意外と社会福祉協議会さんが関わってくださっているケースも多いので、うまく情報交換しながら連携できる仕組みができたらいいなと思っています。

議長

おっしゃっていただいたように、市内には一人暮らしの高齢者が6,000人近くいらっしゃって、年々増えている状況です。ただ、頼れる方がいないという課題があって、身寄りのない方が亡くなられた場合には、いろいろな関係機関から市役所に連絡が入って、その後の手続きに苦労しているのが現状です。まずは連携をもっと強化していくことが必要だと思いますが、なかなかすぐに解決策が見つかるわけではないと思っています。せめて地域の中では、みんなでチームで関わっていくという体制を、社会福祉協議会も含めて整えていくことが大事だと考えています。また、こういった事例があるので、何か少しでも解決につながる仕組みや方法があれば、『こういう仕組みでやったほうがいいんじゃないか』というように、ご助言をいただけたらありがたいです。成年後見制度ができたからといって、すべての問題が解決するわけではありませんので、生前のうちからできるだけ親族との関係性が切れないように、例えば生活保護を受けている方であっても、経済的なことだけじゃなくて、親族の方との関係性を保てるように声かけをするなど、そういった取り組みもしていますが、なかなか難しい状況です。

委員

あと、単身の高齢者で身寄りのない方の住宅事情についてもお話させていただきます。この点については、病院にもかなり相談があります。鶴岡市さんでは居住支援協議会を立ち上げて取り組んでいるようで、お金のことなども関わってくるんですが、意外と使える制度かなと思っています。酒田市の場合は、建築課が窓口になるのかもしれませんが、酒田市にはまだそういった協議会がないようなので、いずれ検討していただけたらと思っています。健康福祉部の方であれば、そういった取り組みもスムーズに進むかもしれませんが、建築の方だけだと少し厳しいのではないかと思います。こういった協議会がないと、補助金などの活用も難しいという面があると感じていますので、今後、福祉の一環としてこうした取り組みが広がっていけばいいなと思っています。今回は、たまたま病院にそういう相談があったので、あわせてお話させていただきました。

議長

昨年度のこの会議でも、住まいに困っている方で、身寄りのない方が多いということで、鶴岡市さんや山形市さんで居住支援協議会を立ち上げているというお話がありました。それで、酒田でも取り組んでいかなければいけないという話にはなっていましたが、その後、災害などもあって、具体的にはまだ進んでいない状況です。

事務局

住宅の居住支援協議会については、やっぱり幅広い視点で関わっていくことが必要だと思っていて、建築課などからの参画も欠かせないと考えています。現時点では、具体的にいつ設置できるかまではお伝えできませんが、この居住支援協議会の設置も視野に入れながら、検討を進めていく必要があると思っています。やはり、いわゆる『はざま』といいますか、孤立や孤独の問題もあって、どの制度にも当てはまらない方が増えてきていて、その課題がだんだん大きくなっているように感じています。そういったところも含めて考えていきたいと思っていますが、ただ、事務局の立場から申し上げますと、いろいろな協議会や会議がすでにたくさんあるので、個人的にはそれらを整理して統合して、複数の機能を持った大きな協議会として設置できないかと考えています。ただ、住まいの問題については、やはり皆さんいろいろな課題を抱えていると感じています。

委員

自立支援法の改正によって、協議会の設置や住まいの総合窓口の設置、住まいの相談員の配置といったことが、一部では市町村の努力義務という形になっている部分があります。社会福祉協議会としても、生活自立支援事業を受託している立場ですので、この住まいの問題も含めて、どういう対応が必要なのかについては、ぜひ地域福祉課さんと協議や意見交換をさせていただきながら、具体的な方向性を整理していく必要があると考えています。なるべく早い段階で、打ち合わせの機会を設けさせていただければと思っています。

議長

生活自立支援センターを社会福祉協議会さんで開設して、相談を受けていただいている中で、

住まいの相談の方も連携して、どういう形がいいのかを考えていきたいと思っています。実際に協議会を立ち上げるとなると、宅地建物取引業協会さんなど、専門的な機関との連携も必要になってくるかと思いますが、その前の段階として、どんなことができるのか、どんな取り組みが可能なのかについて、ぜひ相談させていただければと思っています。

委員

私自身も社会福祉士であり、介護支援専門員として日々現場におりますので、皆さんのお話は本当によくわかるなと思いつながりながらお聞きしていました。成年後見支援センターができるのは、本当にいいことだなと思っています。ケアマネの業務を通じて、障がいのある方の支援にも関わっていきまして、その方の後見人として支援をさせていただくこともあります。実際に一緒に家庭裁判所に行って、長いビデオを一緒に見たり、申立書の作成をお手伝いしたりしています。成年後見支援センターには、社会福祉士さんなどがメンバーになるのかなと思うのですが、実際にどんな方が関わられる予定なのか教えていただきたいです。優秀な社会福祉士さんがたくさんいらっしゃるの、その方々のかなと想像しています。それから、介護支援専門員が後見や身元引受人になったというお話を聞いて、正直びっくりしています。ケアマネは絶対に身元引受人にはならないのが大前提なので、そんな事例があるのかと驚きました。

また、日本海病院さんが進めている『チーム』というネットワークの制度がありまして、私たちもそこに入っていますが、その申請書類の中に新しく身元引受人、『キーパーソン』を記入する欄ができました。私としては、そこがすごく引っかかっています。様式が改正されてキーパーソンを書く欄ができたことで、キーパーソンがいないと絶対に受け入れできませんと言われてしまい、『じゃあケアマネではダメですか?』と聞いたところ、ケアマネではダメだと言われてしまいました。そうすると、医療同意を取ってくださる親族を探すのが本当に大変で、何人かの利用者さんに『何とか探してほしい』とお願いしているところです。ただ、これはとても大事なことなので、様式改正でキーパーソンを必ず確認するという意図はすごくよくわかります。私たちも普段から必要だと思いついても、なかなか踏み込んで聞きにくい部分があったので、日本海病院さんの様式で『必ず書かないといけない』となったことで、逆に利用者さんやご家族にお願いしやすくなった面もあります。ただ、縁が薄い親戚にお願いするのも気が引けるので、そこは悩ましいです。なので、『チーム』の仕組み自体はとてもよくできているなと思っています。ただ、そこで少し引っかかってしまって、なかなかスムーズに進まない部分もあって、よし悪しだなと感じています。ケアマネとしては、成年後見支援センターができることで、すごく助かると思っています。ただ、先ほども話がありましたが、どこまでお願いできるのか、申請や支援が集中して詰まってしまうかという心配もあります。逆に、私たちケアマネとして、どこまでお手伝いできるのかということも考えていますし、私に関わるときはどうしても社会福祉士会としての支援という形になりますので、もちろん社会福祉士会としても動かれていると思いますが、後見支援センターとの関係性がこれからどうなっていくのかも気になっています。まだこれからの話かもしれませんが、何か構想があれば教えていただけたらありがたいです。

委員

当センターの開設後の中心になる職員は、今おっしゃっていただいたように、社会福祉士の資格を持っている職員が基本的に2人は専任という形になります。ただ、休暇や他の業務との

兼ね合いもありますので、一定人数の職員が兼務という形で体制を補う形で準備を進めています。それから、最後の方に出てきた社会福祉士さんとの連携の部分についてですが、市の資料にも記載しているとおり、連携のネットワークや受任調整会議など、いろいろな会議体を設けていく予定です。その中には、いわゆる三師会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）の皆さんにもご協力をお願いして、ご意見をいただきながら進めていける体制を整えたいと考えていて、現在準備をしているところです。

委員

ちなみに、施設としては現在 147 施設が加入していて、実際に患者さんの同意が取れているのは 100 名ちょっとくらいです。まだスタートしたばかりという印象ではありますが、一部では、入退院支援センターや認定看護師とのやり取りの中で、患者さんとの情報共有ができ始めているケースも出てきているので、これからの取り組みなのかなと思っています。これまで『鳥海ネット』という仕組みでやり取りはできていましたが、お医者さんが返信しないケースもありました。できれば今回の『チーム』では、医療と介護、介護同士、医療同士という形で、チャットのように気軽にやり取りできる仕組みにしていきたいと考えています。今までだと、医療側はちょっと敷居が高くて、質問してもなかなか返事が来なかったり、そもそも情報を出さなかったりということがありましたが、この『チーム』については、気軽に質問すると必ず誰かが見て返事をするようにしていますので、これからどんどん進んでいくんじゃないかと思っています。また、この中ではケアマネさんが持っている情報がすごく大きいので、そこに情報を入れてもらえると、たとえば退院に向けた準備がとてもスムーズに進みます。今後は、救急車での搬送時の情報ですが、救急隊から送られてくる情報って、今は電話と 12 誘導心電図の波形くらいしかないんです。なので、『チーム』の項目を拡大したときには、救急隊にも使ってもらえるようお願いしたいと考えていて、消防長にもその話をしているところです。説明には伺わないといけませんが、いずれそういったところまで広がれば、すごく使いやすくなるんじゃないかと思っています。今はもう、昔みたいに冷蔵庫に情報を入れておく（救急あんしんカード）時代ではなくなっていますし、救急隊にとっても必要な情報ですから、相互にやり取りができると本当にありがたいと思っています。

(4) その他

特になし

本日はさまざまなお話をお聞かせいただき、ありがとうございました。これで質疑応答を終了させていただきます。

6 その他

特になし

7 閉会（事務局）